

「COPにおける議論の状況と 今後の進展」

環境科学会2014年会シンポジウム8
「IPCC第5次報告書の公表と2030年削減目標」

2014.9.19

(独法) 国立環境研究所

亀山康子



2020年以降の国際制度に関する交渉経緯

気候変動枠組条約(UNFCCC)
締約国会議(COP)

京都議定書(KP)
締約国会合(CMP)

2009年12月 コペンハーゲン UNFCCC(COP15)/ KP(CMP5)
コペンハーゲン合意(政治宣言)

2011年12月 ダーバン UNFCCC(COP17)/ KP(CMP7)
ダーバンプラットフォーム(COP/CMP決定)2015年合意目指して交渉開始

新しい国際制度構築を目指
した交渉スタート

2013年11月 ワルシャワ UNFCCC(COP19)/ KP(CMP9)

2014年12月 リマ UNFCCC(COP20)/ KP(CMP10)

2015年12月 パリ UNFCCC(COP21)/ KP(CMP11)
2015年合意？

2011年 COP17決定「ダーバンプラットフォーム」

- ・長期目標である2度あるいは1.5度に至る排出経路と、現在の2020年目標合計値との間のギャップの存在を踏まえ、

ワークストリーム1 (2020年以降の目標を含めた国際的な枠組み)

ワークストリーム2 (2020年以前のさらなる努力) → カンクン合意プロセスの中に位置づけられる。

に分かれている。以下の話は特にワークストリーム1 について。

- ・2015年末までに、すべての国に適用しうる議定書、その他の法的文書、あるいは法的効力を有する合意された帰結に至るためのプロセスを開始。
- ・この枠組みには、緩和、適応、実施手段(資金&技術)、透明性などの観点が含まれる。

→

- ・この枠組みの法形式は？「その他の法的文書」とは具体的に何か？
- ・すべての国に適用されつつ、「共通だが差異ある責任と能力」を反映するためには？
- ・2020年以降の緩和策の設定方法は？

過去の気候変動に関する国際制度の変遷

実効力(気候変動対策効果としての) = 約束の水準
 × 約束および制度の法的性質
 × 参加し、約束を履行する国の数

	法形式	緩和に関する規定	報告義務	資金に関する規定(緩和策対象)	国の参加度	目標の達成度
気候変動枠組条約(目標2000年)	条約	1990年安定化を目指した政策の実施(国際約束)	政策を報告(国際約束)	—	参加	未達成国多い
京都議定書(目標2008-2012, 2013-2020)	議定書	数値目標達成(国際約束)	条約に追加して情報を報告	—	一部不参加	附属書1国合計で目標達成
カンクン合意(2020年)	COP決定	数値目標達成(自主的)	隔年報告書の提出(国際約束) + 評価	GCFの発足	参加	

この枠組みの法形式は？

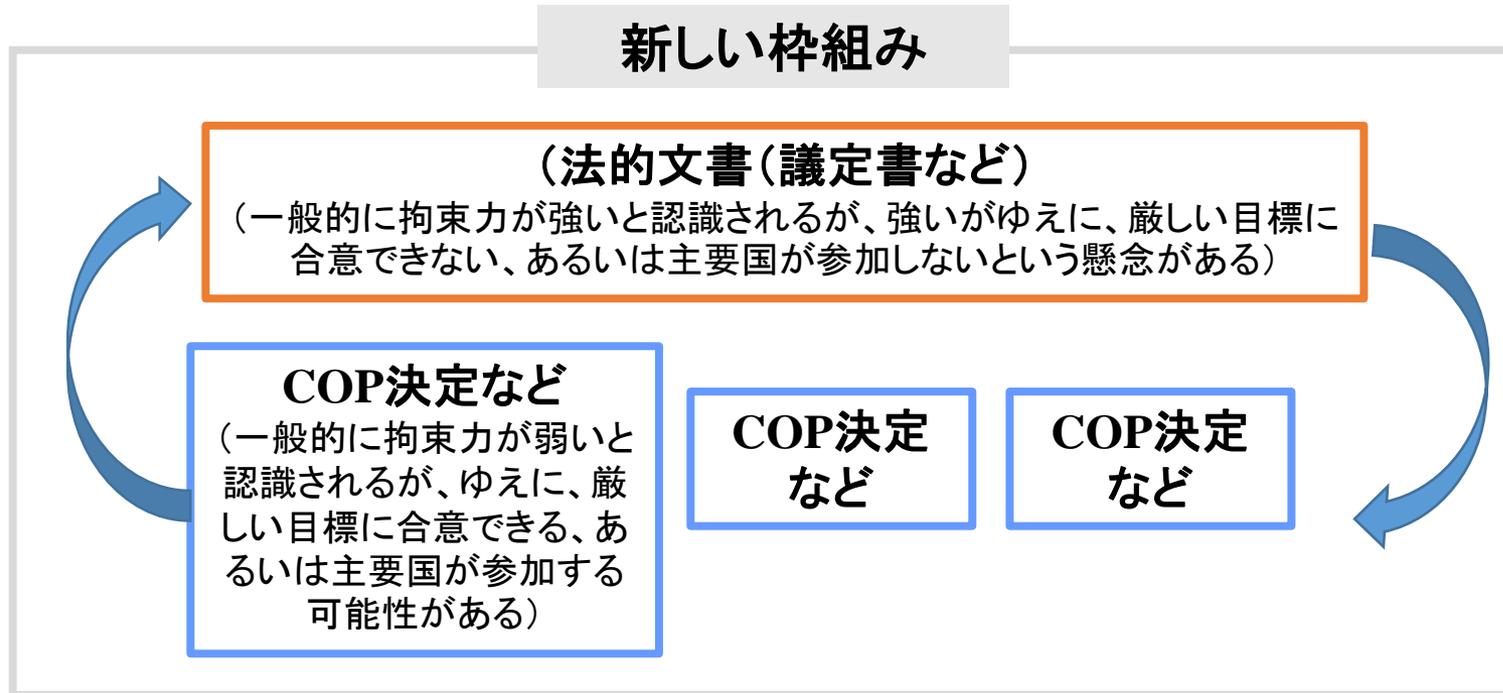
EUは新議定書を希望。

日本も自国にとっては新議定書が望ましいが、米中が受け入れ可能であることが条件。

米国は、「その他の法的文書」があればベスト。

中国その他途上国にとっては、COP決定で十分。

- 上記のまま膠着することが予想されるため、交渉議題とされていない。
最終的には以下の図のようなパッケージ？
- 新しい枠組みの法形式次第で、京都議定書の役割も変わる。



すべての国に適用されつつ、「共通だが差異ある責任と能力」を反映するためには？

先進国：気候変動枠組条約が採択された1992年の時代から状況が変化している。先進国だけでなく途上国も応分の努力を。

途上国：気候変動枠組条約が採択された1992年以降も多くの先進国の排出量は減っていない。十分な減少が見られた後でなくては途上国に削減目標を課すのは不合理。

- 途上国の緩和策は、資金支援に関する約束によって影響を受ける。今までよりも資金の議題が重視。
- ただし、資金の議題はGCF (緑の気候基金)の方で詳細が議論されており、新枠組みの議論と両睨みで推移。
- 緩和策に関する目標設定方法としては、国内の自発的な意思決定を重視。(Intended Nationally Determined Contributions、 INDC)
- INDCは、緩和だけでなく、資金拠出額についても先進国はコミットすべきだという途上国側の主張あり。

2020年以降の緩和策の設定方法は？

各国がINDCとして、国内で決定して持ち寄ることになる2020年以降の排出量。できれば2015年3月までに提示することが求められている。

- いかなる目標を設定すべきか。ばらばらだと横断的比較が困難になるばかりでなく、不都合が生じる。
- 合計して、2°C目標に達成しない場合、いかなる手続きが求められるか。

COP20 (2014.12) @リマ で求められる決定事項として、特に1つ目の点。

- ・目標年はあわせるべきか。その場合、2030年などの単年か、あるいは複数年か。
- ・基準年はあわせるべきか。自由とする場合、実際の努力度の比較が困難に。
- ・排出量目標でなくてはならないのか。行動目標を認めるか。
- ・排出量目標の場合、絶対排出量だけか。原単位目標やBaU比を認めるか。
- ・排出量目標の場合、吸収源による吸収や炭素市場利用の有無に関するルールは。
- ・行動目標が認められる場合、どのように排出量目標として評価するか。

提出された目標の水準の妥当性確認方法

- ・目標提出の際に、関連する情報の公開も求められている。
- ・COP21より前に事前審査するのか？ EUは必要と考えている。米国は審査は不要とする。後者の場合、おそらく2°C目標からは乖離する。

アンケート調査結果と国際交渉における国のサブミッションとの対応

推進費2E-1201「気候変動問題に関する合意可能かつ実効性をもつ国際的枠組みに関する研究」の成果より

主に3つのオプション群が支持を得ているが、そのうちオプション群3と5は、気候変動抑制効果が他のオプション群と比べて低いと評価された点に注意が必要。

オプション群	オプション群と近い意見を提出している国
オプション群 1: 排出量および資金の目標値に至るために政策措置を導入することを国際約束とした議定書	
オプション群2: 法的拘束力をもつ排出量目標を含めすべての関連項目を含んだ議定書	EU、南アフリカ、EIG*
オプション群3: 骨子だけを含んだ議定書 & 排出量および資金の目標値を明記したCOP決定	米国、カナダ、ニュージーランド、日本、ロシア、ウクライナ
オプション群4: 法的拘束力をもたない自主的な排出量目標を含めすべての関連項目を含んだ議定書	
オプション群5: COP決定だけで構成されるパッケージ	中国、アフリカグループ、LMDC*
オプション群6: 最大限の努力を求める議定書	

今後は、特にオプション群2と3を軸に、より気候変動抑制効果 & 合意可能性を高めるための条件を検討する必要があります。その際には炭素市場の活用容易度や適応策、森林保全策(REDD+)、なども含めてより包括的な検討を行うべき。

2020年以降の国際制度に関する今後の交渉予定

気候変動枠組条約(UNFCCC)
締約国会議(COP)

京都議定書(KP)
締約国会合(CMP)

新しい国際制度構築を
目指した交渉(ADP)

2014年12月 リマ UNFCCC(COP20)/ KP(CMP10)

目標の共通項
目決定?

2015年3月

主要国目標提示

2015年6月

目標に関する事前協議?

法形式の議論開始?

2015年12月 パリ UNFCCC(COP21)/ KP(CMP11)

2020年以降の枠組み合意?

2020年以降の枠組み合意?

2016年以降 フォローアップ(京都議定書と新枠組みの整合性、詳細ルールなど)

ご静聴ありがとうございました。

ご質問は亀山へ

ykame@nies.go.jp

推進費2E-1201

「気候変動問題に関する合意可能かつ実効性をもつ国際的枠組みに関する研究」

<http://www-iam.nies.go.jp/climatepolicy/adp/index-j.htm>